

陸上貨物取扱業におけるフォークリフトを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	8~9	本社工場にてフォークリフト荷役作業中、荷物の降ろし場所を指示するためフォークリフト左側面に近づき荷役作業員へ指示したところ、フォークリフトが右旋回しフォークリフト後方のウエイト部分が左側へ大きく動いたため、身体が接触し、バランスを崩して転倒し、右足がフォークリフト左後車輪に挟まれた。	37~29	10
2	11~12	作業員が通路右側を台車を引ながら、歩行していた。事故現場に差し掛かった時、リフト作業員が後退した。通路に出て、左旋回した際、右手後方の確認を怠り、作業員に接触した。作業員左足をリフト右後輪に踏まれ受傷した。	69~299	100
3	13~14	入荷した商品を空オリコンに部門別に仕分けをし、パレットに積みつける作業を行っていた。パレットの上に乗る、次の空オリコンを取ろうと思いを取られた結果、下に置いてあるパレットを見落とし、フォークの爪を差しこむ穴に左足がはまった状態で倒れた。	43~99	50
3	9~10	保管棚エリアにおいてフォークリフトに乗って棚入れ作業時に、急旋回・急加速してしまい、後ろの棚とフォークリフトに挟まれ下腹部を強打し、坐骨を骨折した。	47~999	500
3	19~20	倉庫内にて台車運搬作業中に、本来禁止されている前進走行で走行していたフォークリフトと接触し、左足を車輪に巻き込まれた。フォークリフトがパレット又は商品の陰に隠れ、被災者がフォークリフトの存在に気付かず、前進走行のフォークリフトもブザーを鳴らさず、走行速度も速かったため、回避することができなかった。	22~29	10
		倉庫内でピッキング済みの折りたたみコンテナをドーリーからパレットに積み替え		100

3	14~15	ている最中、走行してきたフォークリフトに接触し被災した。	41	~ 299
3	16~17	乗務中、商品配置をリフトマンに指示をしているとき、リフトマン操作中のフォークリフトが右足上を走行し負傷した。	48	10 ~ 29
3	21~22	フォークリフト通路脇のクレーン保管場所で、作業後の片付けとして積み重なったクレーンからラベルを剥がす作業を行っていた。パレットから積み重なったクレーンを降ろそうと傾けた際に、それを支えようとして右足がフォークリフト通路へはみ出し、通りがかったフォークリフトの車輪と接触し被災した。	20	50 ~ 99
4	14~15	弊社内、倉庫ヤードにて、出荷製品仮置中に突然強風を伴う降雨が発生、製品漏損を防ぐために緊急的にブルーシートを被せる作業を実施した。パレット3段積製品上部へ被せるにあたり、作業員をフォークリフト（爪部分）で上部まで持ち上げ、作業していたところ、雨で足を滑らせ、約3メートルの高さから地面へ落下した。	44	1~ 9
4	8~9	ピッキングフォークでネステナー2階にある棚に入荷してきた商品の格納作業中、フォークに差していたパレットに足を乗せたところ、パレットが割れ破損した。約2メートルから落下し、仰向けの状態で背中から床に落ち後頭部を強打した。ヘルメットは着用していたが、顎紐をしていなかったので落下中に外れてしまった。また、安全帯も使用していなかった。	39	50 ~ 99
5	11~12	隅入段ボールの搬送のため、倉庫荷受場から仕分場へリフトを運行していたところ、無意識の内にブレーキペダルから足が外れ、急ブレーキが掛かった状態になり、リフトから身体が弾き出されて落下し、右足の裏側を強打し、右大腿・下腿を打撲した。	68	100 ~ 299
5	11~12	構内において、フォークリフトを使用してパレットの移動作業中、フォークリフトに乗り込もうとヘッドガードの手すりを左手で掴み、左足をステップに掛けた際に、ステップが雨で濡れており、うっかり左足を滑らせてしまい、その拍子に体のバランスを崩して倒れそうになったので、咄嗟に両手をフォークリフトのステップについて転倒するのを防いだが、両手をついた時の衝撃で右手と首を負傷した。	53	10 ~ 29
				100

5	18～ 19	倉庫内にて商品管理作業中、同じく運転作業中のフォークリフトと接触し、車両に巻き込まれた際に右足踝骨折、右足かかと開放創を負う。	63	～ 299
5	11～ 12	倉庫内で、ピッカーリフトを使用して商品荷出中に、高さ約3mから足を踏み外し転落し、頭を強く打った。	59	1～ 9
6	15～ 16	倉庫内より荷受け前室に出ようとフォークリフトを直進させていた際、右側にハンドルを切った際に車体が曲がらず、慌ててフットブレーキをかけてしまった為、そのまま滑って前方にあったガードポールと接触した。その時、咄嗟に足を出してしまっただ為、ガードポールとフォークリフトに足を挟まれた。	28	10 ～ 29
6	17～ 18	自動車部品の入出庫作業中、使用していたリーチリフトから降りた際（約20cm）、右足首に違和感を感じた。	45	50 ～ 99
7	11～12	倉庫内にて、フォークリフト作業中、なんらかのはずみでフォークリフトのレバーにトランシーバーが挟まってしまい、ギアがバックの状態に固定されてしまい、あわててペダルを放したときにフォークリフトが止まらず、そのままパレットの間に左足が挟まり、負傷してしまった。	37	1～ 9
7	11～12	構内2階で作業中、リフコンの調子が悪く、操作パネルで復旧作業をしている際、リフコンの搬入出口前の安全ガード前に左足を出しており、フォークリフトに挟まれた。	34	30 ～ 49
7	8～9	プラッター（バッテリー式リーチフォーク）のバッテリー液を補充するため精製水の箱が入っているラックとバッテリーテーブル（プラッター本体からバッテリーを引き出して載せる台）をプラッターで準備していた。プラッターを停止させ運転台（高さ36cm）から後ろ向きで降りる時急いでいたため床面に右足を勢いよく着いたところアキレス腱を切ってしまった。	42	50 ～ 99
7	10～11	工場東側屋外でリーチリフトにて出荷作業中、出荷ドラムの保管場所へバックで移動し停止しようとしたところ、右後輪が路面のコンクリートの割れているところにハマり、左後輪（駆動輪）が空転し操作不能となり、とっさに後方のコンクリート壁に左足を出して止めようとしたが、間に合わず、リフト後方とコンクリート壁に	39	10 ～ 29

		左足を挟んでしました。		
7	11～ 12	工場内廃棄物置場で、ゴミを廃棄物コンテナに入れる作業を行う際に、廃棄物を載せたパレットをフォークリフトにセットして上昇させ、コンテナの上部に引っ掛けて、そのパレットの上に被災者が乗り、廃棄作業をしていた。その際、フォークリフトが突然後退し、フォークリフトの爪がパレットから抜け、被災者はパレットと共に滑り落ち、その落ちた衝撃により腰部を痛めた。	62	30 ～ 49
7	15～ 16	被災者が庫内にて整理を行っていたとき、三段目に商品を置き、リフトの爪を降下しながらバック走行で庫内から外へ出ようと扉に近づいたところ、爪を降ろしきれずマストの上部と庫内入口上部が接触し、運転席から投げ出され転倒し負傷した。	54	100 ～ 299
9	15～ 16	事業所で、受傷者Aは異常品検品作業後、入荷品仕分け場（リフト作業エリア）に移動した。リフト乗務員は受傷者がリフト作業エリアに移動したことに気付かずに作業を続けた。荷物整理の為、リフトをバック走行させたところ、リフト後方から「うっ」という声が聞こえた為振り返ると受傷者が後方に倒れていることを確認した。事故状況を、受傷者・リフト乗務員双方に確認したところ、双方ともに受傷者にリフトが接触したか記憶がない、わからないとのことである。	57	1～ 9
9	15～ 16	1Fフロアにおいてフォークリフトにて荷捌きを行っている際、バック走行をしブレーキペダルを離し停止しようとしたがブレーキが利かずガードレール接近し、咄嗟に左足を出してしまいガードポールとフォークリフトの間に左足踵を骨折した。	32	50 ～ 99
9	13～ 14	倉庫内で出荷作業中、通路走行時にハンドル操作を誤り、ネステナーと接触しそうになった為、ブレーキペダルを放したが間に合わず通路沿いに設置してあるネステナーに衝突した。その際、反射的に出した左足がフォークリフトとネステナーの間に挟まり左足首を負傷した。	25	50 ～ 99
10	20～ 21	トラックより荷下ろしをしたパレット貨物を一旦横並びに2枚仮置きをした。仮置きをしたパレットの移動をフォークリフトで行うため、向かって右側のパレットにエントリーした後に一旦後方に1メートル程移動した。その後、左隣の貨物に接触しないように右へ旋回しながら前進走行した際に、横から徒歩で出てきた被災者の右足首部分が、フォークリフト左後輪と接触し負傷したものである。	60	1～ 9
		倉庫内でフォークリフトにて、入荷収納時、入荷シールを見て、ロケーションに行		

10	18～ 19	く時に、たまたまそのロケーションの前にフォークリフトが止まっていて、その横をフォークリフトで通り、そのロケの商品を収納し、次のロケへ行く時に、バックし、転回をしていたら、左足がフォークリフトから出ていたため、重量ラックとフォークリフトに足が挟まり骨折した。	47	10 ～ 29
10	14～ 15	社内移動の積み込みの際、短爪リフトマンが運転席側の1パレット目の製品を車両上に積載時、当社乗務員がリフトの横で養生材を差し入れていた。乗務員が養生材から手を離す前に、リフトマンがフォークリフトを右にスライドさせ、バックレストが乗務員の左手甲に当たり車両と挟まった。	27	50 ～ 99
11	11～ 12	店舗内にて洗車作業をしている時、ルーフを洗って脚立から降りる際に側溝の角に着地したため、足首を外側に捻る様に体重がかかり転倒して負傷したものである。	63	—
12	9～10	1階5番バースにてチャーター便の入荷対応時、フォークリフトで商品を搬送中、リフトを停車して降りようとしたところ、服の右袖がリフトレバーに引っかかって、リフトが停止せず、後ろに積んであったパレットと自身が運転するフォークリフトの間に左足が挟まれた。	56	50 ～ 99
12	10～11	商品を取りに行くためバック走行で移動していたところ、フォークリフト内側の充電部の小窓が開き、安全装置が作動して全電源が切れたため、操作が不能となった。その際、焦りと走行の勢いにより、ブレーキが利きにくい状態になり、収納ラックとの間に挟まり、前のめりで圧迫され負傷した。	38	10 ～ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)